

人権問題通信講座テキスト

# 心ゆかり

第 3 号  
〈 障害者・高齢者と人権 〉

彦根市・彦根市教育委員会  
人権問題通信講座運営委員会

# 目 次

## I 障害のある人の福祉と人権

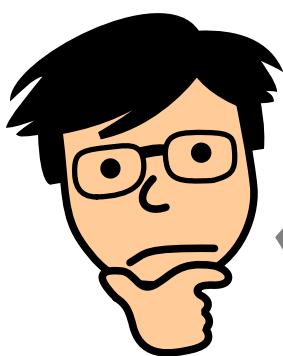
1. あなたは経験ありませんか？ . . . . . 1
2. 事例から考えてみましょう . . . . . 2
3. 国内外の動き . . . . . 6
4. 障害のある人を取りまく社会の動き . . . . . 9
5. 彦根市の状況 . . . . . 13

## II 高齢者の福祉と人権

1. 高齢者を取りまく現状 . . . . . 14
2. 高齢者福祉制度 . . . . . 15
3. 高齢者の人権問題 . . . . . 17
4. 高齢者の人権と認知症 . . . . . 20

# I 障害のある人の福祉と人権

## 1. あなたは経験ありますか？



スキーで骨折して、3ヶ月も松葉杖生活でした。早く退院ができて喜んだのもつかの間、かえって家の中では不自由でした。ベッドから起きたり階段を上り下りしたりするのが大変でした。お風呂などは、絶対一人では入れません。水一杯飲むのにも、子どもたちの手を借りました。

身体の一部が不自由になると、毎日、何気なく使っている物やしていることが、とても大変になるんだとつくづく思いましたね。



みなさんは、コンタクトレンズを落として見えにくくなることや、登山中あるいは飛行機の搭乗中にしばらく耳の具合が不調でぼんやりとしか聞こえなくなることなどを経験したことはありませんか？こういった一時的な不自由だけでなく、大きな交通事故で身体の一部を損傷するなど、誰にでも起こりうることなのです。また、誰でも年をとると、耳が聞こえにくくなり、また近くが見えづらくなります。足腰も弱くなります。若年性アルツハイマーになると認知力や思考力の低下が急激に進むことがあります。

「障害のある人の人権」というと、今現在、障害のある人だけのことのよう思われがちですが、誰にでもあてはまることではないでしょうか。

本テキスト第3号の第1章では、「障害のある人の人権」について、考えてみましょう。

## 2. 事例から考えてみましょう

日本では、1993年（平成5年）3月に作られた「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」や1995年（平成7年）12月に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障害者施策が進められてきました。

しかし、現実には、車いすでの乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、その結果として、障害のある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえないう状態にあります。

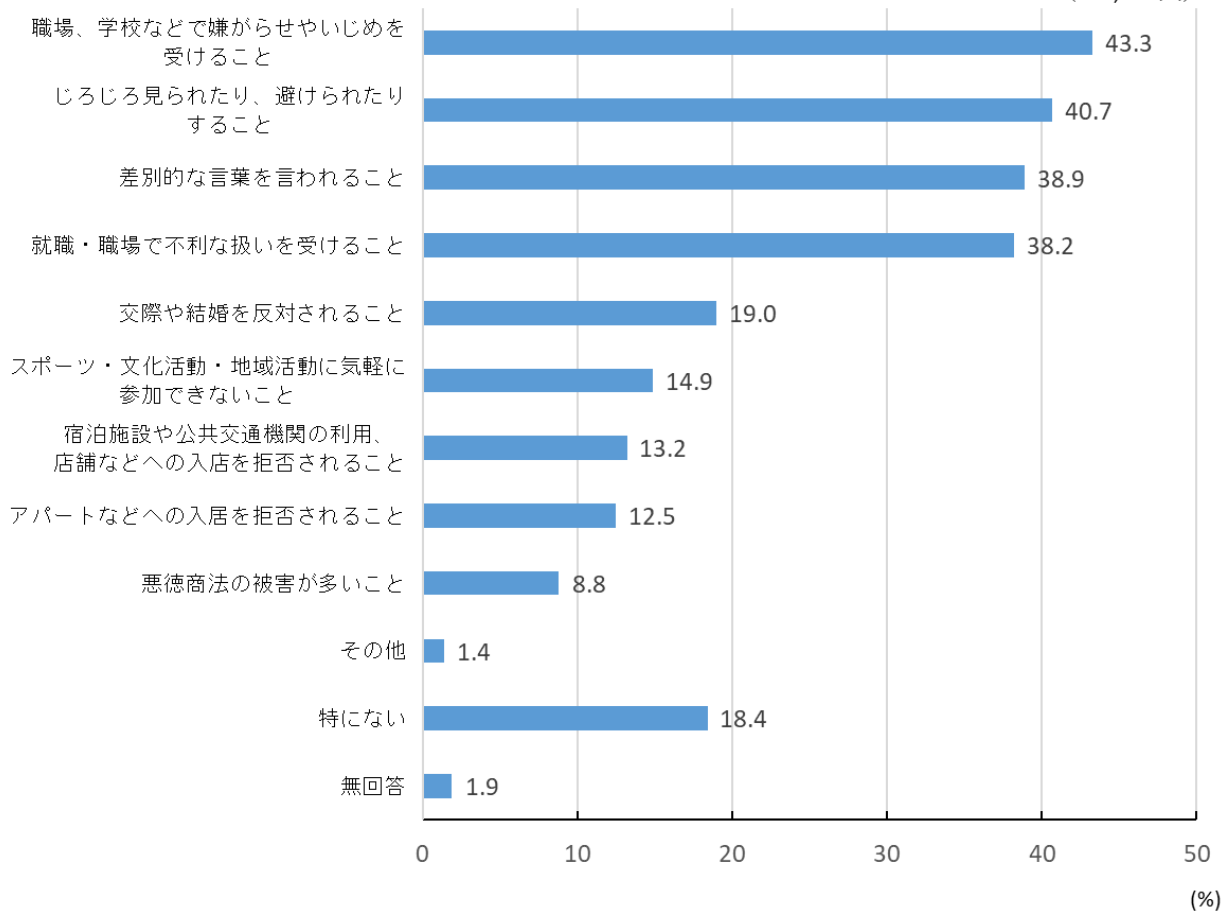
このような中、2004年（平成16年）に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大されました。さらに、2011年（平成23年）には、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定するなど、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。

また、障害のある人に対する虐待を防止すること等を目的として、2012年（平成24年）10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。2016年（平成28年）4月には、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

2022年（令和4年）に内閣府が行った調査（あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか？の照会）では、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた人の割合が43.3%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた人の割合が40.7%、「差別的な言葉を言われること」を挙げた人の割合が38.9%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた人の割合が38.2%などの順となっています。

あなたが、障害者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、  
人権問題だと思ったことはどのようなことですか。 (複数回答可)

(n=1,556人)



令和4年度人権擁護に関する世論調査(内閣府)より

少し前のことになりますが、滋賀県内で発生したある事件について紹介します。

## 事例 知的障害者虐待・年金横領事件

### 【はじめに】

1996年(平成8年)に発覚した、本県東近江市五個荘町(旧神崎郡五個荘町)の(株)サン・グループという肩パット加工工場で起こった知的障害者に対する虐待事件を改めて取り上げ、今なお差別と虐待が存在する社会構造の現状を考えてみたいと思います。

この事件は、福祉労働行政に携わる人の人権感覚に問題を投げかけました。

### 【事件の発生と社長の逮捕】

(株)サン・グループは、知的障害者を多数雇用して(1994年(平成6年)末で従業員24名のうち18名が障害者)、肩パットの製造・加工を営んでいました。同社の社長が知的障

害のある従業員に対して14年間も暴力・侮辱を繰り返し、彼らの預貯金・年金を横領し、さらには虐待で4人の死者を出し、併せて行方不明者が4人もいたという事件です。

事件の発覚は、1992年（平成4年）に(株)サン・グループで働く知的障害者の家族から「会社が事業拡大を図るための名目で、社長から多額の寄付を要請されて困っている」と相談を受けた旧町職員が「これはおかしい」と思い、彦根市の知的障害者入所更生施設の在宅福祉担当職員（コーディネーター）に連絡をしたことによるものです。これが発端となり、関係者を調査したところ、(株)サン・グループの不正行為の実態が判明し、1996年（平成8年）5月に、社長は警察に告発され、逮捕されました。

### 【（株）サン・グループでの虐待の実態】

(株)サン・グループでいったいどんなことが起こっていたのでしょうか。退職した人たちは耳を覆いたくなるような以下のことをぼつぼつと語り、聞く者はただ驚愕するばかりでした。

「食事が悪い。朝はおかずがつくこともあるがご飯と塩だけということもあった。寮から会社へは社長が送迎。軽トラの幌付きの荷台に乗せられ、夏は暑く冬はすごく寒い。仕事は8時から始まる。終わるのは夜の8時頃、10時や11時になることもあった。屋根はスレート葺き、壁はトタン張りの建物。夏は室温が非常に高くなり、風通しが悪くとても暑い。冬は極度に寒くなる。日曜祝日も働かされた。体調が悪いので休ませると言ったら、暴力をふるわれ、手や耳・髪を引っ張られて工場へ連れて行かれた。機械操作をちょっと間違えただけで殴ったり蹴られたりした。顔が腫れ上がり内出血した。治療は受けていない。健康保険証は社長が持っている。だれもが、仕事を失敗した時や何でもない時でも身体のいろんなところを、げんこつ・箒の柄・カナヅチの柄で殴られ恐怖があった。ある人は、暴れるからと椅子にすわらされロープで縛ったりされた。」

## 判 決

この事件の判決は、2003年（平成15年）3月24日、大津地方裁判所で下されました。1996年（平成8年）12月に提訴し、長期間の公判が続き、その間不慣れな証人尋問に耐えた知的障害者や、多忙な中を無報酬で弁護に励んだ弁護団の苦勞を汲み取るごとく、判決文は原告の訴えを偏見無く公平に判断し、原告が夏の暑さ冬の寒さの中を働かされ、遅い時間の貧しい食事を我慢し、理由のない暴力にさらされた実態を述べ、記述は「精神的苦痛」に及んでいます。被告らの『人格権』の『著しい侵害』を明示しているのです。知的障害者施設の退所者に対する「アフターフォロー義務」も、限定的ですが位置づけています。

その上で判決は、被告(株)サン・グループ元社長の数々の責任を認め、国と県に対しても(株)サン・グループにおける虐待を発見し救出を怠った責任を認めたのです。この裁判は知的障害者をめぐる裁判史上、画期的な判決と関係者には評価されています。

この判決について、坂口厚生労働大臣（当時）は、「行政的な問題点はあるが、（判決に）かなり長い年月を要しており、決着したいという強い要望もあるので、控訴しないということで結論づけたい。」と述べ、また、國松知事（当時）は、「判決の一部に不満もあるが、長期の裁判による原告と家族の負担を考えると、これ以上長引くのは望ましくないと判断した。」と述べました。

## 権利擁護への歩み

滋賀県は1996年（平成8年）6月にこの事件を機に、障害者等の相談窓口を設置することとなり、「障害者権利擁護相談室」を開設し、専任相談員を配置して障害者の権利を守る仕組みを立ち上げました。

そして現在は、「滋賀県権利擁護センター」を滋賀県社会福祉協議会〈県立長寿社会福祉センター内〉に置き、地域福祉権利擁護事業として、高齢者や障害者等、社会的に弱い立場にある人の権利擁護に取り組んでいます。

この事件は、全国的な社会問題になりました。テレビドラマにもなり、障害のある人たちの人権について、広く考える機会となりました。

### 3. 国内外の動き

障害者の社会への「完全参加と平等」をめざして、人々がどのように取り組んできたかを振り返ってみましょう。

#### 世界では

#### 1975年（昭和50年） 「障害者の権利に関する宣言」採択

国連憲章において宣言された人権、基本的自由、平和、人間の尊厳、社会的正義などの原則を再認識し、障害者の権利と権利保護のための国内的、国際的行動を要請することを目的に宣言されました。

#### 1979年（昭和54年） 「国際障害者長期行動計画」発表

「ノーマライゼーション」の理念と、障害者の人権の確立の必要性が強調されています。

#### 1981年（昭和56年） 「国際障害者年」制定

国連が制定し展開された国際年。「完全参加と平等」のテーマのもとに、障害者の社会参加への適合の援助、就労機会の保障、障害者の社会参加権の周知のための情報提供、これらの目的を実現するための方法の確立等、具体的な目的を掲げています。

#### 1983年（昭和58年） 「国連・障害者の10年」制定

「国連障害者年」以降も目的、課題に長期的に取り組むために国連総会で決議されたもので、1983年から1992年までの10年間をいいます。

各国に対して障害者の福祉の向上や自立の支援等に関する政策を計画的に充実していくよう要請しています。

#### 2006年（平成18年） 「障害者の権利条約」採択

あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約が、国連総会において採択されました。

21世紀になり、ようやく「障害者の人権」の国際ルールができました。「私たちに関係することを決める時は、必ず私たちの意見を聞いて決めること（Nothing about us without us!）」をスローガンに掲げられ、障害者の視点から作られた条約であることが特徴的です。



## 我が国では

### 1993年（平成 5年） 「障害者基本法」公布

障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、障害者の「完全参加と平等」をめざすことを明らかにしました。

### 1995年（平成 7年） 「障害者プラン・ノーマライゼーション7か年計画」策定

### 2004年（平成16年） 「障害者基本法」一部改正

第3条（基本法理念）に関して、従来の「障害者個人の尊厳と社会参加の保障」に加え、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と障害による差別の禁止が明文化されました。

### 「発達障害者支援法」の公布

自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの従来の法律では支援の対象とならなかった発達障害者の支援に関する法律が制定されました。

### 2006年（平成18年） 「障害者自立支援法」施行

障害の種別に関わらず、サービスを利用する仕組みを一元化し、利用と所得に応じた負担が必要となりました。また、就学支援の強化やサービスが明確化され、従来までの制度上の課題を解決するとともに、一層の障害者の自立を図ることを目的としています。

### 2007年（平成19年） 「障害者の権利に関する条約」に、日本政府が署名

これに続き条約の締結（批准）に向けて、国内法制の整備等が進められました。

### 2011年（平成23年） 「障害者基本法」一部改正

すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくることをめざすようになりました。

### 2012年（平成24年） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」公布

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の範囲に難病等の追加などを行い、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

2014年（平成26年） **「障害者の権利に関する条約」の批准書を寄託**

同条約は、我が国について効力を発生しました。

2016年（平成28年） **「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行**

2013年（平成25年）6月に制定されたこの法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進を目的としています。

この法律では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止を定めています。これは、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するものです。また、「合理的配慮」の提供を求めています。これは、障害のある人から「社会的障壁」を除去するために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを定めています。障害者に対する「不当な差別的取扱い」は、国、行政、事業者のいずれも禁止しています。「合理的配慮」については、国と行政は「義務」、事業者は「努力義務」となっています。

2019年（平成31年） **「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」一部施行(4.1)**

2019年（令和元年） **「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」全部施行(10.1)**

障害者差別解消法では、民間事業者の「合理的配慮」の提供は努力義務ですが、本条例では義務としました。差別解消の取組を一層進めるためとしています。さらに、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮」の提供を義務としました。さらに、地域ごとに「地域相談支援員（通称：地域アドボケーター）」の配置があり、相談しやすい体制づくりも進められるようになりました。

2024年（令和6年） **「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の改正施行**

2016年（平成28年）4月施行時に、事業者の「努力義務」としていましたが「合理的配慮」に関して、2021年（令和3年）5月に事業者の「義務」とする旨、改正されました。

事業者において、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申し出があった場合には「合理的配慮の提供」をしなければならないとしています。

## 4. 障害のある人を取りまく社会

### (1) 「障害」の考え方の変化～個人モデルから社会モデルへ

これまで、障害のある人が日常生活で制限を受けたり、困ったりするのは「その人に障害があるから」であり、それを解決するのは、訓練やリハビリなどによる個人の努力によって乗り越えるべきであると考えられてきました。この考え方を「障害の個人モデル」といいます。この場合、障害のある人が社会参加をするためには、自らの努力によって治療や訓練をして、社会に適応できるように、自身の中にある障害を克服することが求められます。人によっては、治療や訓練などで自身が努力して解決していくことができる場合もありますが、治療する方法がなく、努力しても解決することが難しい人もいます。自身の努力で何かができるようになることは大切なことですが、すべての障害のある人に求める考え方ではありません。

一方、多様な人が社会にいるということを考慮せず、多数を占める人に合わせて社会環境が作られた結果、その環境は、心身機能に障害がある少数の人にとっては様々な障壁となり、障害が発生しました。これを社会全体の問題として捉え、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方を「障害の社会モデル」といいます。

例えば、車いす利用者が上の階にある店舗に行きたいと思った場合、階段しかなければ、自力で店舗に行くことはできませんが、車いすでも利用することができるエレベーターがあれば、問題を解決することができます。つまり、この場合の障害は、そのようなエレベーターが設置されておらず、階段しかない状況である、という考え方です。

2006年に国連で採択された「障害者権利条約」において、「障害の社会モデル」の考え方が示されました。2014年（平成26年）には日本でもこの条約を締結しています。

2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別を解消するために、自治体や民間事業所などに対して、障害のある人に不当な差別的取扱いを禁止することや、筆談・読み上げなどの合理的配慮を提供することを定めています。

社会モデルや合理的配慮の考え方は、障害のある人の人権を尊重するためのとても大切な考え方であり、世界的にもこの考え方をもとに様々なルールが作られています。

#### **不当な差別的取扱い**

正当な理由がなく、障害を理由として、次のような対応をすることは、障害のある人に対する権利や利益の侵害にあたります。

- ・ 財・サービスや各種機会の提供を拒否する
- ・ 場所・時間帯などを制限する
- ・ 障害のない人に対しては付さない条件を付ける など

#### **合理的配慮**

行政機関や事業者などが、障害のある人に対して、過度な負担にならない範囲で、障害に合った工夫や配慮をするように定めています。

- ・ 段差に携帯スロープを渡す
- ・ 筆談、読み上げ、手話などによる意思疎通
- ・ 休憩時間の調整 など

## (2) 障害のある人の自立と社会参加を阻むバリア

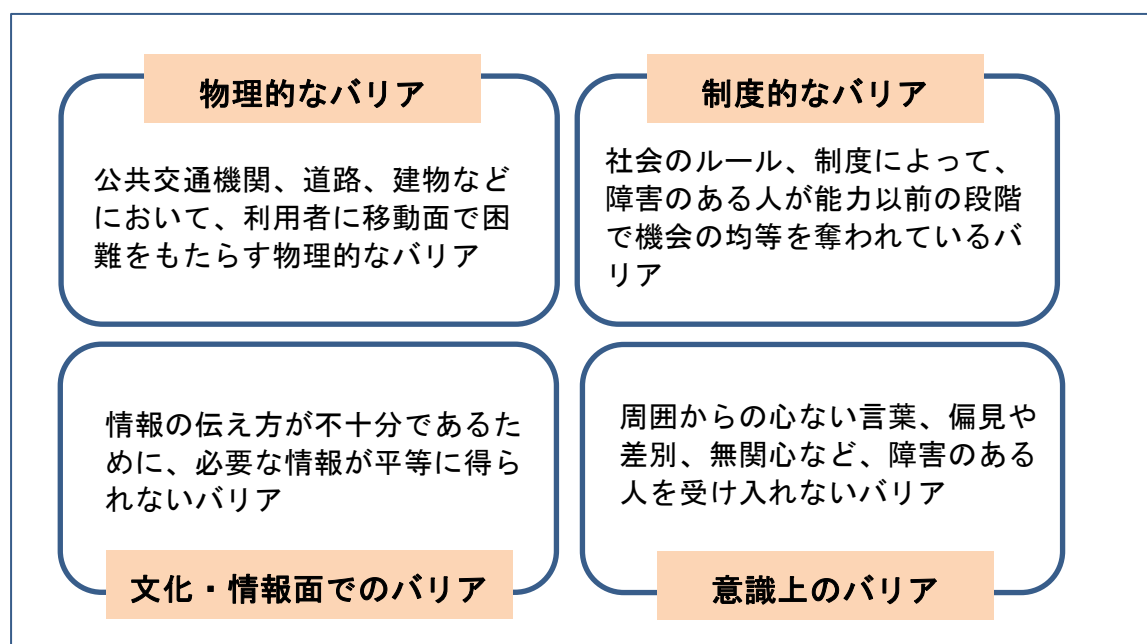
私たちが暮らす社会には多様な人々がいます。外見や性格、価値観、能力も人それぞれ違います。年齢や性別、国籍、仕事、受けてきた教育や宗教、育った環境なども様々です。

このように多様な人がいるにもかかわらず、多数を占める人に合わせて社会がつくられてきました。多数を占める人たちにとっては不便でもなんでもないので、少数の人たちにとっては不便さや困難さを生むバリアとして存在しています。

バリアとは、英語で障壁（かべ）という意味です。「バリアフリー」とは、生活の中で不便を感じることがないように、様々な活動をしようとするときに障害になっているバリアがないこと、あるいはバリアをなくすことをいいます。

障害のある人が参加しやすい社会にしていくために、どのようなことがバリアになっているのか、それを解消するために何ができるかを考えてみましょう。

障害のある人を取り巻くバリアには次のようなものが考えられます。



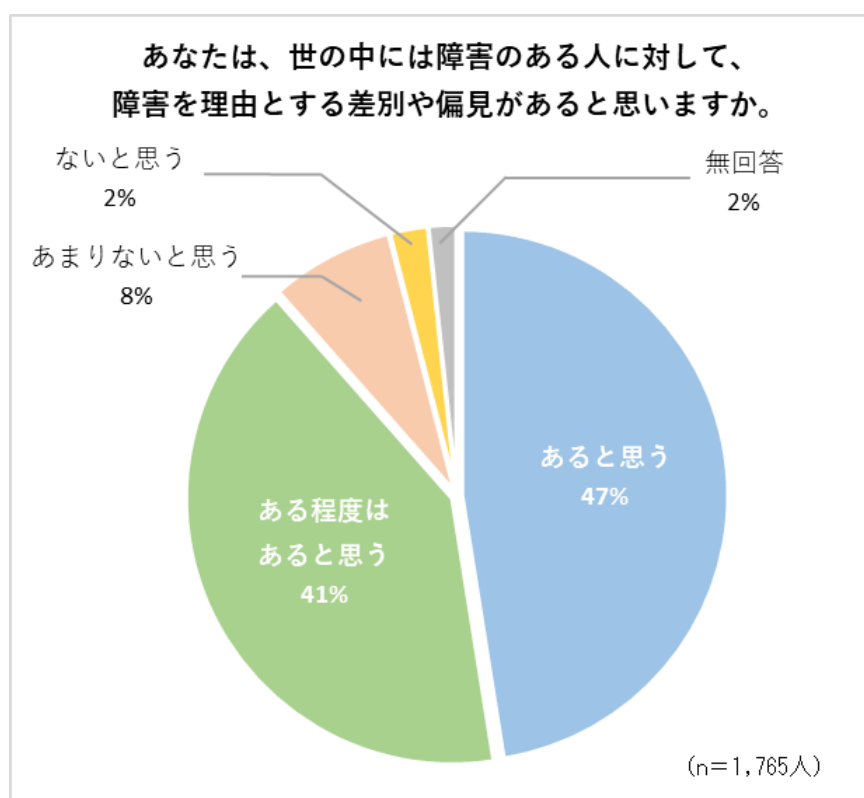
社会には障害がある人だけでなく、高齢になると見ることや聞くこと、動くこと、伝えることが困難になる人もいます。また、妊娠中の女性やベビーカーなどで小さな子どもを連れて外出する人などは、動くことが困難になります。外国からの旅行者などは、日本語の案内板やアナウンスだけでは情報が入手できない人もいます。障害のある人たちにとってのバリアは、同様にこれらの人たちにとっても、社会生活や日常生活を送る上でのバリアとなっています。

すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる社会をユニバーサル社会といいます。こうした社会を実現するためには、社会に存在する様々なバリアを取り除いていかなければなりません。

### (3) 心のバリアフリーを目指しましょう

設備を整備しただけでは解決しないバリアもあります。それは、普段私たちの何気ない行動や発言、また誤解や偏見など、関係性が作り出す「意識上のバリア」です。意識上のバリアをなくすために大切なのが、一人ひとりの「心のバリアフリー」です。心のバリアとは、障害のある人に対する差別や偏見、無理解、無関心のことです。このバリアに自分自身が気づき、バリアを取り払って行動することが「心のバリアフリー」といえます。

「その人の立場になって考え、行動を起こすこと」で、バリアフリーは進められ、差別や偏見のない社会をつくることができます。

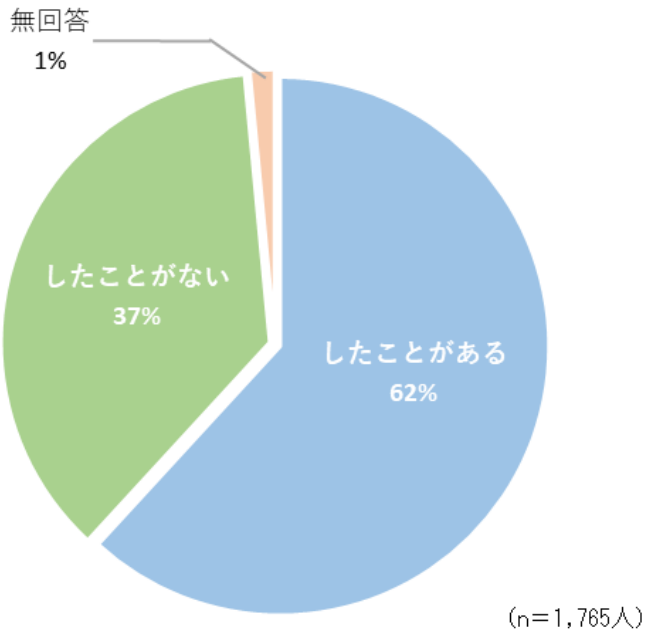


令和4年度障害者に関する世論調査（内閣府）より

みなさんは障害のある人が困っていたらどうしますか？「声をかける」「見て見ぬふりをする」など様々な方がいると思いますが、「どうすればいいのかわからない」という方も多いのではないのでしょうか。障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがあるかと聞いたところ、「ある」と答えた者の割合が62%、「ない」と答えた者の割合が37%でした。

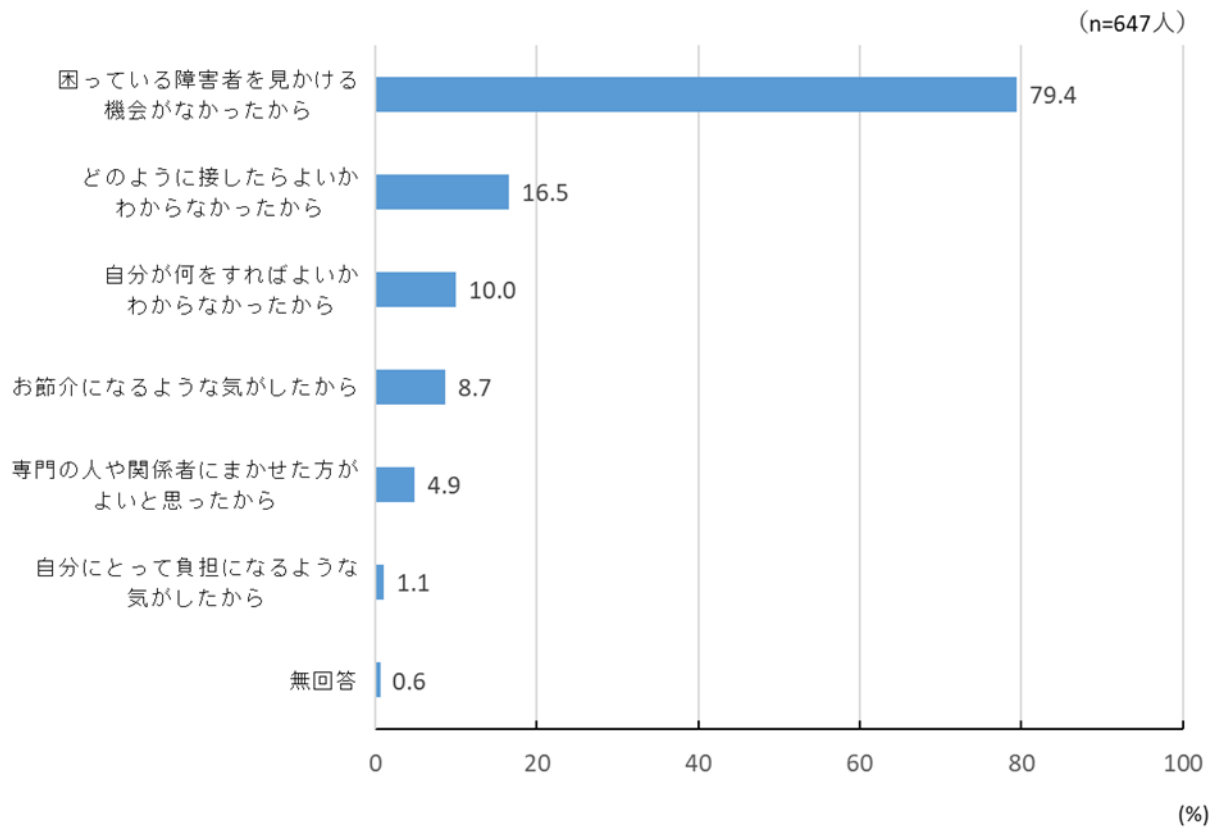
声をかける、聞いてみることから、コミュニケーションが始まります。多様な人々とのつながりを広げていくためにも、コミュニケーションを積極的に図っていくことが重要です。

あなたは、障害のある人が困っているときに、  
手助けをしたことがありますか。



令和4年度障害者に関する世論調査（内閣府）より

手助けをしたことがないのは、どのような理由からでしょうか。（複数回答可）



令和4年度障害者に関する世論調査（内閣府）より

## 5. 彦根市の状況

### (1) 彦根市の障害者の実態

本市における障害者の現状を令和3年3月31日現在の資料で見ると、次のとおりとなっています。

種別	人数（件数）	総人口に対する割合（%） （総人口112,169）
身体障害児（者）	4,082	3.64
知的障害児（者）	1,384	1.23
精神障害児（者）	1,078	0.96
合 計	6,544	5.83

※総人口は外国人を含む

資料：彦根市福祉保健部障害福祉課（令和3年3月31日現在）

### (2) 彦根市の取組

彦根市では、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会、すなわちあらゆる市民が障害の有無に関わらず、教育、保健、医療、福祉、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であると提言しています。

そして、安心して暮らし、社会参加を果たせる街を目指すべく、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域活動を推進しています。

障害のある人や子どもをはじめ、障害のある人もない人も安心して地域で生活ができるよう、温もりのある福祉モデル都市を目指しています。

## Ⅱ 高齢者の福祉と人権

### 1. 高齢者を取りまく現状

第Ⅱ章では高齢者の人権について考えます。私たちが暮らしている社会は、平均寿命が女性 87.09 歳、男性 81.05 歳（厚生労働省「令和 4 年簡易生命表」）という長寿大国です。

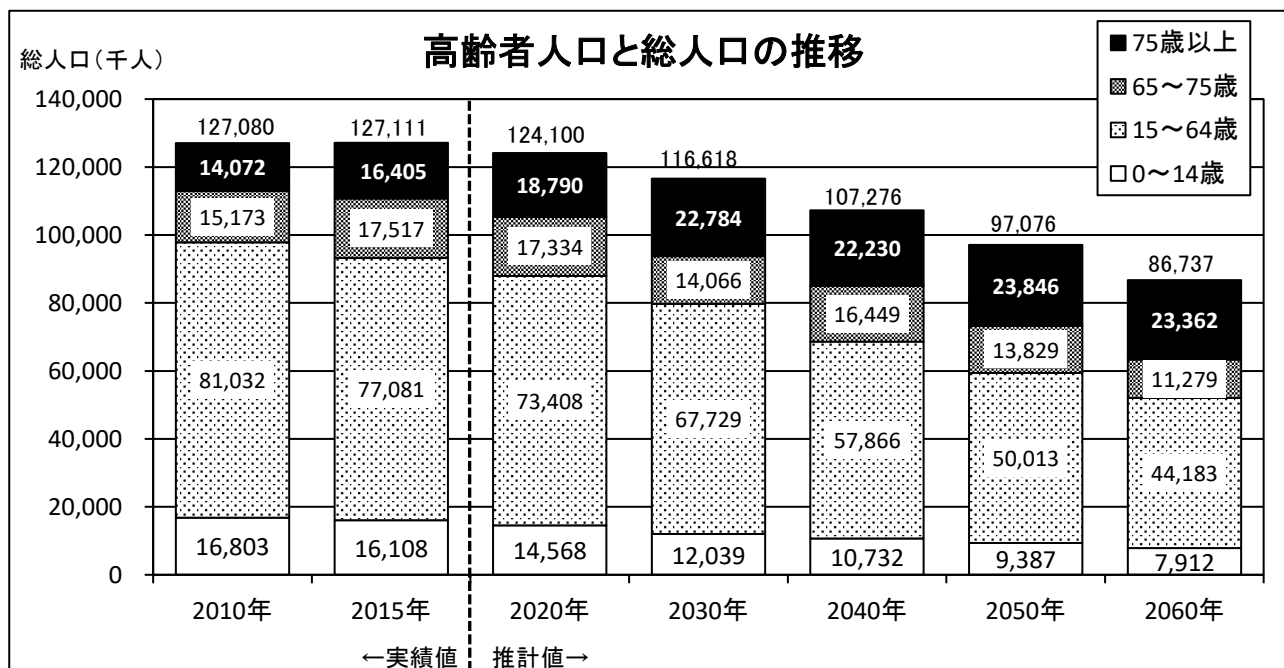
我が国の総人口は 2024 年（令和 4 年）1 月 1 日現在（概算値）、1 億 2,409 万人となっていますが、このうち、65 歳以上の高齢者人口は 3,620 万人（男性 1,570 万人、女性 2,050 万人）であり、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.2% となっています。

また、高齢者人口のうち、前期高齢者（65～74 歳）人口は 1,600 万人（男性 766 万人、女性 834 万人）、後期高齢者（75 歳以上）人口は 2,020 万人（男性 804 万人、女性 1,216 万人）となっています。

65 歳以上の高齢者人口は、1950 年（昭和 25 年）には総人口のうち 5% 以下でしたが、1970 年（昭和 45 年）に 7% を超え（いわゆる「高齢化社会」）、さらに 1994 年（平成 6 年）には 14% を超えており（いわゆる「高齢社会」）、高齢化が急速に進展しています。

今後、高齢者人口は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）には 3,657 万人に達し、2042 年（令和 24 年）には 3,878 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると予測されています。

一方で、総人口が減少する中、高齢者がさらに増加することにより、今後も高齢化率は上昇を続け、2040 年（令和 22 年）には 36.1%、2050 年（令和 32 年）には 38.8%、2060 年（令和 42 年）には 39.9% に達すると予想されており、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会の到来が見込まれています。



資料：2010 年は総務省「国勢調査」、2015 年は総務省「人口推計（平成 27 年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成 27 年 10 月 1 日現在確定値）」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果



## 2. 高齢者福祉制度

今日の福祉制度は、経済発展や時代とともに充実してきました。

福祉制度は、1929年（昭和4年）の「救護法」制定に見られるように、貧困者や社会的に恵まれない人を救済するという観点から出発しています。戦後のおもな高齢者保健・福祉制度について、以下にあげてみます。

### \* 1951年（昭和26年）「社会福祉事業法」制定

社会福祉事業の全分野における共通的基本事業を定め、社会福祉事業が公明で適正に行われることを目的としています。

### \* 1963年（昭和38年）「老人福祉法」制定

心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉の向上を図ることを目的としています。

### \* 1982年（昭和57年）「老人保健法」制定

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的としています。

### \* 1995年（平成7年）「高齢社会対策基本法」制定

今日の高齢社会の課題を投げかけるとともに、これからの社会のあるべき姿として、

（1）就業や社会参加の機会が保障される公正な活力ある社会

（2）一人ひとりが社会の構成員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神のもとで形成される社会

（3）健やかで充実した生活が営める豊かな社会

を提示し、高齢社会対策はこのような社会が築かれることを基本的な理念として行われるべきであると規定しています。

### \* 1997年（平成9年）「介護保険法」制定（2000年4月 制度開始）

年をとって介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一時的に提供する、利用者にとって利用しやすい仕組みを作ることを目的としています。

### \* 2000年（平成12年）「社会福祉事業法」の一部改正 → 「社会福祉法」

地域の利用者の意見が尊重され、サービスを自ら選んで利用することのできるシステムづくりをめざすものです。

## **\* 2005 年（平成 17 年）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**

高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、国等の責務を始め、虐待を受けた高齢者の保護の措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、これに関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的としています。

## **\* 2006 年（平成 18 年）「介護保険法」の改正**

介護予防重視システムへの転換や新たなサービス体系の確立を目的としています。

<改正のポイント（主なもの）>

### ① 要介護認定区分の一部変更

認定区分「要支援」を「要支援 1」に、「要介護 1」を「要支援 2」と「要介護 2」に変更

### ② 新予防給付の創設

介護状態の軽減や悪化防止を目的とした新しい予防給付を行います。

### ③ 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした介護予防事業

### ④ 地域包括支援センターの設置

高齢者が地域でより健康に、元気に生活できることを目指し必要な支援をすることを目的としています。

## **\* 2010 年（平成 24 年）「介護保険法」の改正**

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、「地域包括ケアシステム」の構築を目指すものです。

<改正のポイント（主なもの）>

### ① 地域包括ケアの推進

国・自治体の責務として、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの施策が連携した包括的な支援（地域包括ケア）の推進に努めなければならない。

### ② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、介護サービス事業者や医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者との連携に努めなければならない。

## **\* 2018 年（平成 30 年）「介護保険法」の改正（以降、3 年ごとの改正）**

地域包括ケアシステムの深化・推進として、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止ならびに地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものです。

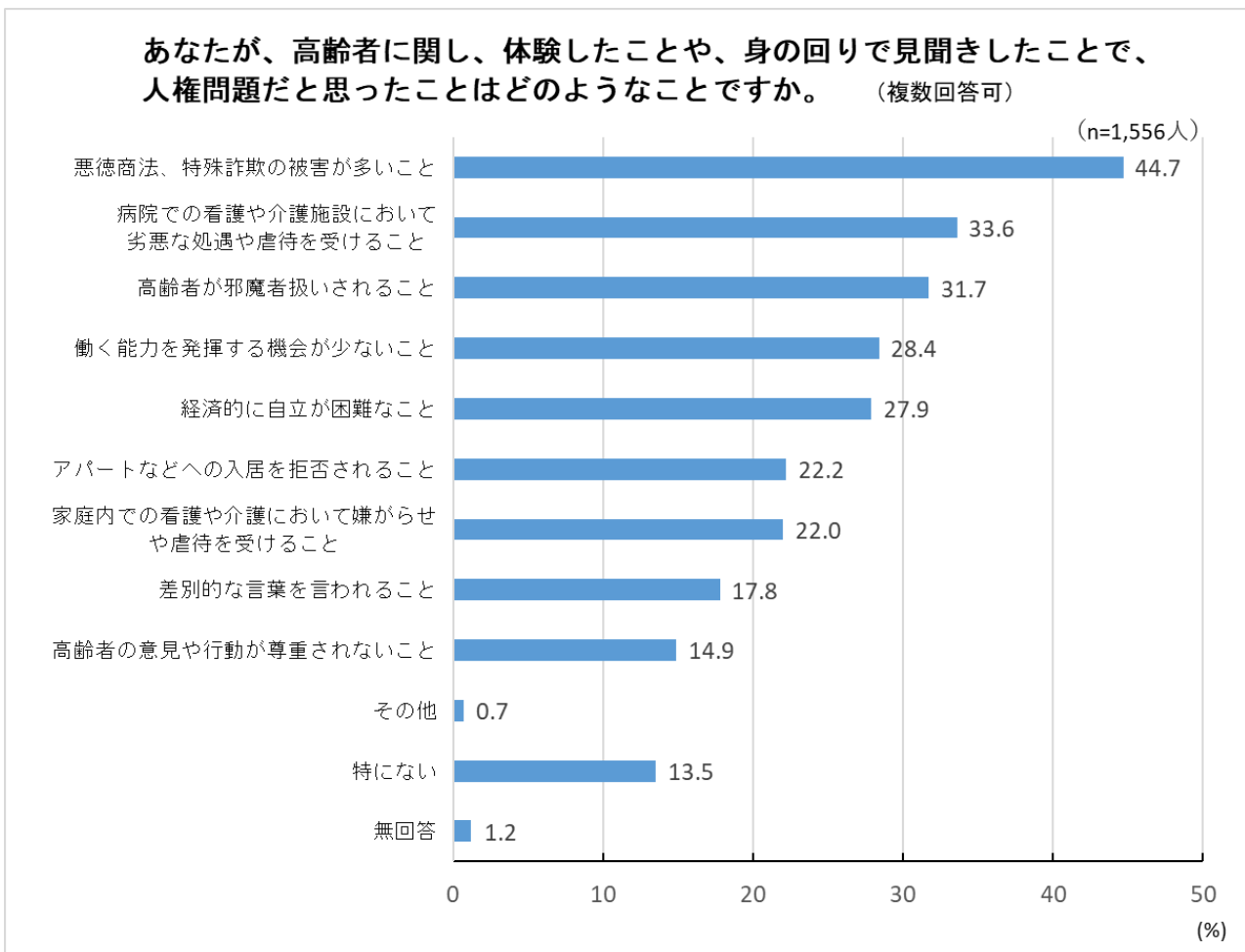
3 年ごとのペースで見直し・改正され、2021 年、2024 年と一部改正されています。

### 3. 高齢者の人権問題

わが国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、2030年（令和12年）には、10人に3人（31.6%）が65歳以上の高齢者になると予想されています。

これに伴って、疾病等のために介護を必要としている高齢者に対する介護者からの身体的・心理的虐待、高齢者に対する就労差別、あるいは高齢者の不動産や預貯金を家族が無断で名義変更するなどの経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題として注目をあびつつあります。

そのため、広い意味での社会保障制度の充実を図ることはもちろん、それぞれの家庭や地域で、高齢者との日常的交流を促進することが必要です。これによって、老いに対する誤った偏見をなくし、高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、活用されるような環境づくりを進めることが大切です。高齢者の側も、社会とのかかわりについて前向きな意識を持つ必要があります。さらに、国民一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深めることが重要です。1992年（平成4年）10月16日第47回国連総会において、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議がなされ、我が国においても、国際高齢者年における取組の基本的な考え方について、1998年（平成10年）7月14日関係省庁の申し合わせがなされました。



令和4年度人権擁護に関する世論調査（内閣府）より

それでは、事例を通して高齢者の人権について考えていきましょう。

## 事例 老人ホーム虐待事件

2012年（平成24年）2月13日、兵庫県警は、神戸市西区の介護付き有料老人ホーム「はびね神戸学園都市」の介護福祉士ら3人を、70代女性入居者への暴行容疑で逮捕しました。

女性が前年の夏から「助けて」「殺される」と訴えるようになり、不審に思った家族が隠しカメラを設置したことで、事件が発覚しました。女性は平手打ちや腕をたたくといった暴行を受け、鎖骨や肋骨を骨折するという大けがをしていました。介護福祉士3人らは、職場での人間関係でストレスがたまり暴行に至ったと話しています。これは、何の関係もない、また弱い立場にある高齢者に対して自分のストレスをぶつけるという、人として許し難い行為です。

2012年（平成24年）3月5日、神戸地方検察庁明石支部は、元介護福祉士2人を暴行罪で起訴し、1人については容疑不十分で不起訴となりました。

本来、高齢者の生活を支えるべき場所で、なぜ、このような事件が起こったのでしょうか。この介護福祉士たちは、長い年月を生き社会を支えてきた女性への敬意をもてなかったばかりか、自分のいらだちを自分自身で解消することができなかったのです。

また、母さん助けて詐欺（振り込め詐欺）、金や貴金属の強制買い取りの被害も高齢者において際立って多いのが現状です。最近では、給付金詐欺、入居者詐欺などの特殊詐欺も高齢者に多く見られます。こういった事件の根底にあるものは「だましやすい」「力で押さえつけられる」といった加害者たちの高齢者の弱さにつけ込む姿勢や心情です。

一方、高齢者のもつ知識や技能といったものを生かしていくことが、高齢者の誇りや人権を守っていくことにつながります。市内の小・中学校には、高齢者に児童生徒の登下校の安全を見守るスクールガードとして支援していただいている所もあります。

以下に、こういった高齢者の知識や技能を生かしている事例をご紹介します。

## 高齢者の知識や技能を生かす シルバー人材センター

シルバー人材センター（以下、「センター」といいます。）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務（その他の軽易な業務とは、特別な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務をいいます）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。

センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人です。

センターでの働き方は「生きがいを得るための就業」を目的としていますので、一定した収入（配分金）の保証はありません。

センターは、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行します。仕事の完成は、契約主体であるセンターが負います。

（公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会 ホームページより抜粋）

彦根市でもシルバー人材センターが設立され、日々様々な仕事を請け負っています。会員登録している高齢者の中から、その仕事に適した人を選んで、依頼された仕事を遂行しており、高齢者の知識や技能が生かされています。主な仕事としては、

- 植木の剪定、除草・草刈り、ふすま・障子張り、網戸の張り替え
- チラシ・ビラ配り、袋詰め、ラベル貼り
- 宛名書き、賞状書き、翻訳
- 駐車場管理、公民館等の施設管理
- 経営相談、育児サービス

などがあります。いずれの仕事においても、高齢者ならではの経験や心配りが生かされています。



（公共施設の植木剪定や除草をする  
シルバー人材センターの会員）

## 4. 高齢者の人権と認知症

### (1) 認知症とは？

高齢者の人権問題を考えるときのポイントのひとつに、認知症があります。「認知症」とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったりしたために、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障がでている状態（おおよそ6ヶ月以上継続）を言います。

主な症状としては、記憶障害や理解・判断力の低下など、中核症状とよばれるものがあります。この症状により、周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなります。

また、うつ状態や妄想のような精神症状など、日常生活への適応を困難にする行動・心理症状も起こってきます。このほか、麻痺や歩行困難などの身体症状が合併することもあります。こういった症状から、思いがけない言動やトラブルが生じ、認知症の人やその周囲の人たちの人権を傷つけてしまうことがあります。また、認知症の人を介護している家族は大きなストレスを抱えます。周囲が戸惑うような言動が続くにつれ、家族の疲れも増大します。何よりも、長年一緒に暮らしてきた人を認知症と認めることは、その人の人格を否定するかのようになってしまい、悩むのです。しかしながら、認知症は誰でも罹患する可能性のある病気です。いつ自分や家族が、友人や知人が認知症になるかもしれないのです。他人事として見るのではなく、自分たちのこととして認識を高めることが大切です。そうすることで、認知症の人やその家族の人たちの人権を傷つけずに済む場合も数多くあるのです。

### (2) 認知症サポーター

「認知症サポーター」とは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」です。

#### 認知症サポーターキャラバン

厚生労働省の「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環で、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指す事業です。

所定の研修を受けて、認知症を知る出前講座の講師となる人のことを「キャラバン・メイト」といいます。キャラバン・メイトは認知症理解の出前講座に、講義や紙芝居、寸劇などを行いながら認知症サポーターの養成に努めているボランティアです。

全国キャラバン・メイト連絡協議会では、都道府県、市区町村など自治体や全国規模の企業・団体等と協催でキャラバン・メイトを養成します。養成されたキャラバン・メイトは自治体事務局等と協働して「認知症サポーター養成講座」を開催します。

令和5年12月末現在、全国に約1,511万人のサポーターが誕生しています。

2023年（令和5年）3月31日現在で、彦根市でも56人のキャラバン・メイトと23,731人の認知症サポーターが登録されています。

認知症サポーターが具体的にどんなことをされているのかご紹介しましょう。

### 【ケース 1】

大雪が降った日、急いで帰宅しようと駅の階段を駆け下りた。すると、見覚えがあるAさんを見かけた。「なぜ、こんな所にいるんだろう？」と思いつつ、足元を見るとサンダル履きだ。ピンときて、Aさんに声をかけ、交番に案内した。認知症の可能性を伝えて、家族に連絡を頼んだ。

### 【ケース 2】

あるホテルの喫茶室。にこやかな笑顔のBさんが、よくコーヒーを飲みにくる。ところが、ある日、代金を払わず出て行ってしまった。従業員が声をかけると、Bさんは難しい顔になり、代金を払って帰っていった。Bさんは、実はよくこのホテルの喫茶室にやってくる。そして、代金を払わずに出て行くことがふえてきた。そのたびに難しい顔になることに疑問を感じたホテル側がその家族に連絡をして、認知症であることが分かった。家族と話し合い、それからはBさんが気持ちよくコーヒータイムを楽しめるようにと、Bさんが払い忘れた代金は直接家族へ連絡するようになった。

このように認知症サポーターというのは、特別なことをするわけではありません。まずは、認知症についての理解を深め、そして出来ることをするわけです。認知症サポーターの数が増えることで、住み慣れた地域での広範囲なサポートが実現します。

彦根市では認知症のサポーターにオレンジリングを配布しています。このリングは認知症という病気をもつ人とその家族を支援する認知症サポーターの「目印」です。

#### <オレンジリング>



#### <彦根城オレンジライトアップ>



9月21日は世界アルツハイマーデーです。認知症啓発のシンボルカラーのオレンジ色にライトアップしています。

また、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、企業や店舗の理解も欠かせません。彦根市ではその主旨を理解し、認知症を知る出前講座を受講した市内の企業や店舗を「認知症あったかサポート店」として認定しています。

認知症あったかサポート店には、ステッカーも配布しています。

2023年（令和5年）12月4日現在、彦根市内の認知症あったかサポート店への登録は122店舗で、業種も理美容や金融サービス、製造、ホテル、医院、薬局、コンビニエンスストアなど多岐にわたっています。詳しくは彦根市のホームページ内の下記アドレスに掲載されています。



[https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi\\_hoken/7/5/2192.html](https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/7/5/2192.html)

### （3）認知症の相談先

彦根市では、地域包括支援センターを中心に高齢者の相談支援を行っており、その中でも認知症に関する相談は年々増えています。相談を受ける時点では、認知症の症状が進行・悪化し、本人や家族、周囲の人にも混乱しているということも少なくありません。

彦根市では、できるだけ早い段階から、医療機関の受診や適切なケアを受けることができるよう支援していく専門のチーム（認知症初期集中支援チーム）を「認知症HOTサポートセンター」に設置しています。

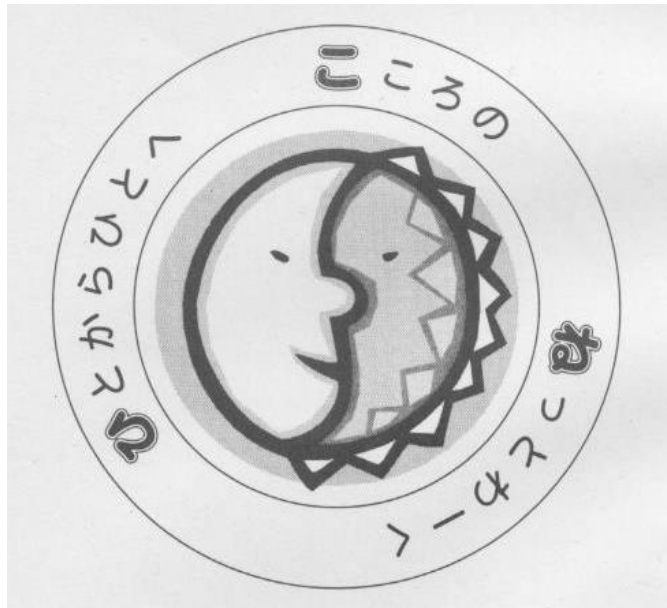
このチームは医療や介護の専門職からなるチームで、地域包括支援センターと連携し、本人や家族、周囲の方々の相談を受けて、ご家庭を訪問することなどを通して、豊富な知識と経験をもとに支援を行います。「もしかして認知症？」と思ったら、まずはお住まいの地域包括支援センターや認知症HOTサポートセンターにご連絡ください。

相談機関名	担当学区	電話番号	FAX番号
彦根市地域包括支援センターすばる	鳥居本	21-5412	21-5464
	城東・佐和山	24-0494	24-0408
彦根市地域包括支援センターハピネス	城西・城北	27-6702	21-0302
彦根市地域包括支援センターひらた	金城・平田	21-3555	21-5022
彦根市地域包括支援センターゆうじん	城南・高宮・旭森	21-3341	21-3306
彦根市地域包括支援センターきらら	城陽・若葉・河瀬・亀山	28-9323	28-9322
彦根市地域包括支援センターいなえ	稲枝東・稲枝北・稲枝西	47-3320	47-3315
彦根市認知症HOTサポートセンター	市内全域	30-9601	26-2500

「彦根市認知症HOTサポートセンター」とは

彦根市から委託を受けて、認知症に関する普及啓発活動や地域包括支援センターと連携しながら家庭訪問を行うほか、認知症カフェの支援などを行う機関です。





2024年(令和6年)4月発行

禁無断転載・複製